3月23日からの林野火災について(第<mark>11</mark>報)

- 1 厚生労働省における対応
- (1) 3/24 09:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

- (1) 医療関係全般(3月_30日 9時00分時点)3月 25日 愛媛県 EMIS警戒モードに切り替え。⇒3月29日 EMIS警戒モード解除
- (2) 医療施設の被害状況 現時点で被害報告無し。
- (3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係 岡山県、愛媛県、宮崎県、関係団体に対し、注意喚起するとともに、被 害状況を把握した場合には報告するよう依頼 (3/26)。 現時点で被害報告無し。

3 社会福祉施設等関係

岡山県、愛媛県、宮崎県、岡山市、宮崎市に対し、災害時情報共有システムを活用した社会福祉施設等の被害状況の把握と情報提供を依頼 (3/26)

- (1) 高齢者関係施設の被害状況 岡山県内において、4施設で利用者を他施設へ避難 (3/26)
 - →全施設帰所済み。(3/28)
- (2) 障害者関係施設の被害状況

愛媛県内において、4施設で利用者を他施設へ避難(3/26)

→全施設帰所済み。(3/28)

4 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼した。現時点で被害報告なし。(3/24)

(2) 毒物劇物

都道府県等に対し、注意喚起するとともに、毒物劇物関係の被害状況を 把握した場合には報告するよう依頼した。現時点で被害報告なし。(3 /24)

(3) 輸血用血液製剤

採血事業者(日赤)に対し、注意喚起するとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(3/24)。 現時点で被害報告なし。

(4) その他

林野火災による被害を避けるための観点から、愛媛県内において、避難 区域に所在する医療機関又は薬局から医療用麻薬を譲渡する場合は、地方 厚生局麻薬取締部に事前に電話連絡の上、譲渡後に医療用麻薬の譲渡許可 申請書を提出する取扱いとする旨の事務連絡を発出(3/26)

5 保健·衛生関係

(1) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、 受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関 でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県宛に発出(3/26)。

※ 「【事務連絡】令和7年3月23日に発生した林野火災に伴う災害の被災 者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和7年3月26日付け関係課連 名事務連絡)

(2) 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。 (3/27) ※「令和7年3月23日に発生した林野火災に係る感染症予防対策等について」(令和7年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)

(3) 食中毒対策

避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡をリーフレットと共に発出した(3/27)※「令和7年3月23日に発生した林野火災に伴い設置された避難所での食中毒対策について」(令和7年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)。

6 介護保険関係

- (1) 被災した要介護高齢者等への対応について
- 〇災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(3/26愛媛県)
- 〇当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡 (3/26)。
- 〇また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなく ても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡 を発出(3/26)。

7 障害者支援関係

- (1) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について 特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受け た被災者に係る所得制限の特例措置等について、都道府県等に要請 (3/26)
- (2) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど)を周知し、特段の配慮を要請(3/26 愛媛県)

8 労働関係

- (1) 職業安定関係
- 〇雇用保険関係
- ・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し、災害救助法が適用された自治体に 関して、次の事項を指示(3/26)。(事務連絡「災害救助法適用時における 求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」)
- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の

対象になること等

② 被災地域の受給資格者に対する配慮(失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等)を行うこと

9 医療保険関係

- 〇被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等(有効期間内の被保険者証を含む)を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(3/26)。
 - ※「令和7年3月23日に発生した林野火災の被災者に係るマイナ保険証 又は資格確認書等の提示等について」(令和7年3月26日付け保険局医 療課事務連絡)を送付(3/26)。
- 〇全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。
 - ※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和7年3月26日付け保険局保険課事務連絡) を送付(3/26)
- ○各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)· 一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 - ※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料 (税)等の取扱いについて」の再周知について」(令和7年3月26日 付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(3/26)。
 - ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 〇各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一 部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 - ※「令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる後期高齢者医療制度 の一部負担金及び保険料の取扱いについて」
 - (令和7年3月26日付け保険局高齢者医療課事務連絡)を送付(3/26)。 ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 〇被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施(3/26)。関係者に対する周知を、関係団

体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(3/26)。

※「令和7年3月23日に発生した林野火災にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和7年3月26日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡)を送付(3/26)。

10 年金関係

- 〇市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に対しても指示。(3/26)
- 〇日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。(3/26)

11 消費生活協同組合関係

〇 国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を発出(3/27)。

12 災害ボランティア関係

○社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は1県1市であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
愛媛県	今治市	3月27日	_

- ※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。
- ※募集範囲を当該市町内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

以上